

燃料供給単価契約書（案）

- 1 件名 沖縄県漁業調査船「囷南丸」燃料供給単価契約
2 品名 A重油（1種2号）
3 数量 予定数量
4 契約金額 単価 円/L

うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 円

（注）「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

- 5 契約期間 契約日から令和5年3月31日まで
6 納入場所 糸満漁港又は那覇港
7 契約保証金 予定数量に契約金額（税込み単価）を乗じて得た額の100分の10以上。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。

上記燃料油の買入れについて、注文者 沖縄県（以下「甲」という。）及び、
供給者 （以下「乙」という。）が次の条項により契約を締結する。

（総則）

第1条 乙は、頭書の燃料油を、甲が指定する日に納入場所において納入するものとし、甲は、これに対し、代金を乙に支払うものとする。

（数量の増減）

第2条 頭書の買入れ予定数量は、この契約期間内において甲が供給を受ける予定を示したものであるから、増減を生じることがあっても、乙は、異議の申立てをしないものとする。

（権利義務の譲渡等）

第3条 乙は、この契約によって生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（1）この契約の全部または大部分の履行を第三者に委任すること。

（2）この契約により生ずる権利もしくは義務を第三者に譲渡し、又は承認させること。

（代理人等の変更）

第4条 甲は、乙の代理人、使用人又は労働者のうち著しく不適等と認められるものがあるときは、乙に対し、事由を明示してその変更を求めることができる。

（物価変動等による契約金額の変更）

第5条 物価変動その他予期することのできない事由に基づく経済情勢の激変により、契約金額の単価が著しく不相当であると認められるに至った場合は、甲乙協議してこれを変更することができるものとする。

（検査）

第6条 乙は、甲の行う検査に合格した燃料油でなければ納品することができない。検査に要する費用及び検査のために変質し、変形し又は消耗破損したものは、すべて乙の負担とする。

2 乙は、甲の指定した日時、場所において検査に立会うものとする。乙は、立会いをしないときは、検査の結果につき異議を申し立てることができないものとする。

3 乙は、検査の結果不合格と決定した燃料油は遅滞なく引き取り、かつ、直ちに代品を納入しなければならない。

4 前項の場合は、甲は1回に限り相当日数を指定して、代品納入又は手直しの期間を認めることができる。この代品納入は手直しができたときは、さらに届け出て検査を受けなければならない。

5 乙は燃料油を納入しようとするときは、あらかじめその旨を甲に通知し、燃料油の持込と同時に納品書を提出しなければならない。

(代金の支払)

第7条 甲は、乙が燃料油を納入した後提出する適法な支払請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

(天災地変等)

第8条 乙は、天災地変その他やむを得ない理由により納入期限までに物品を納入することができないときは、その理由を詳記して期限延長の願出をすることができる。

2 前項の願出は、納入期限までにしなければならない。

3 甲は、第1項の願出が正当と認めるときは、これを承認し、第10条の違約金を免除することができる。

(所有権の移転)

第9条 燃料油の所有権は、甲が合格品と認め納入場所において数量を確認し、積み込みが完了したとき、乙から甲に移るものとする。

(遅滞金)

第10条 乙は、納入期限までに物品の納入を終了しないときは遅延日数に応じ、未済部分の契約金額に対し沖縄県財務規則第109条に定める率の割合の金額を違約金として甲に納付しなければならない。

(危険負担)

第11条 第9条1項の規定により所有権が移転する以前に生じた燃料油の滅失、き損、減耗等による損失は、乙の負担とする。ただし、その滅失、き損、減耗等が甲の責めに帰すべき事由による場合はこの限りでない。

(かし担保責任)

第12条 乙は、燃料油を納入したときから3ヶ月間、当該燃料油の品質及び規格を保証するものとし、この期間に隠れたかしが発見されたときは、甲の請求により、他の良好な油類と引き換え又はそのかしによって生じた甲の損害を賠償するものとする。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、乙は損害賠償金として未済額分の100分の10を甲に納入しなければならない。

(1) 乙が正当な理由なく解除を申し出たとき。

(2) 乙の責に帰すべき事由により燃料売買を完成する見込みがないと認められるとき。

(3) その他、乙の違反行為により、契約目的を達することができないと明らかに認められるとき。

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴

力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

- (2) 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

第14条 甲は前条に規定する場合のほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 前項により契約を解除した場合において、乙が損害を受けたとき甲は、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第15条 乙は、燃料供給業務の執行に際して、知り得た事項を他人に漏らしてはならない。

(契約事項、契約外事項についての疑義)

第16条 この契約事項について又は、契約外事項について疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議して定める。

この契約の証として、本書2通を作成し当事者の記名押印の上、各自1通を保持する。

令和 4年 月 日

甲 沖縄県糸満市字喜屋武1528
沖縄県水産海洋技術センター
所長 七條 裕蔵

乙